

花と幸せ家族

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

株式会社 日本ライフデザイン

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防認知症対応型共同生活介護サービス)

(認知症対応型共同生活介護サービス)

(令和 7 年 10 月 1 日)

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号 173 条 8 項に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業主体名

事業主体名	株式会社日本ライフデザイン		
事業主体所在地	東京都中央区銀座 7-4-12		
法人の種別	営利法人	電話番号	03-6228-5020
代表者名	深澤 繁	FAX 番号	03-6228-5040

2 ご利用施設

施設名称	花と幸せ家族	管理者	岩城 直子
施設所在地	千葉市花見川区千種町 154-5	計画作成担当者	松石 友美
電話番号	043-305-5587	介護支援専門員	松石 友美
FAX番号	043-305-5586		

3 ホームの目的

入居者の意思及び人格を第一と考え、常に入居者の立場にたって、地域に根ざした温かい心で最高のサービスを提供する。

4 ホームの運営方針

自宅での生活が困難になった方々に共同生活の場を提供し、持っている能力に応じ、自立した日常生活を送るための生活支援を行う。

5 ホームの概要

(1) 敷地及び建物

敷 地	498 m ²		
建物等	構 造	準耐火・木造	
	建床面積	559.38 m ²	利用定員 18 名

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人あたりの面積
食堂・居間	2 室	43.01 m ²	4.78 m ²
居 室	18 室	207.18 m ²	11.51 m ²

浴 室	2 室	4.96 m ²	
脱衣所	2 室	8.09 m ²	
便 所	8 か所	3.58 m ²	
事務宿直室	2 室	13.80 m ²	

6 職員体制（主たる職員）

管理者	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに常勤のものを配置。 専ら管理者の職務に従事するもの。ただし、管理上支障がない場合に限り他の職務を兼務することができる。 介護施設や事業所にて、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有するものであって「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの。
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに 1 名以上、うち少なくとも 1 名は「介護支援専門員」を配置。 専ら計画作成担当者に従事するもの。ただし、管理上支障がない場合に限り他の職務もしくは管理者との兼務をすることができる。 「認知症介護実践研修」を修了しているもの。
介護従事者	<ul style="list-style-type: none"> 1 名以上常勤のものを配置。 日中の時間帯においては、利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で 1 名以上配置（3：1）、利用者の数は前年度の平均値。 夜間及び深夜の時間帯においては、各ユニットごとに 1 名以上配置。 「認知症介護基礎研修」や「介護福祉士」等、所定の研修修了者又は資格を有するもの。

7 営業日

営 業 日	年中無休
-------	------

8 ホームサービスの概要

(1) サービスの内容

種 類	内 容	利 用 料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ご入居者と相談しながら、身体状況に配慮し、バランスの取れた食事を提供します。 <p>【食事時間】</p> <p>朝食 午前 7 時 30 分 ~ 午前 8 時 30 分 昼食 午後 12 時 ~ 午後 1 時 夕食 午後 6 時 ~ 午後 7 時</p>	介護報酬の告示上の額（但し、法定代理受領の場合は居宅介護支援サービス基準額の 1 割又は 2 割 3 割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当額です。）
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ご入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 オムツを使用する方に対しては、1 日 6 回以上の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。 	
着替えの等の介助	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう 	

	<p>配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の尊厳として配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 	
健康の管理	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等の受診が必要な場合は、通院介助を行います。 体調が悪く通院が難しい場合、協力病院医師が往診することも可能です。 緊急等必要な場合は、主治医又は協力医療機関等に責任を持って引き継ぎますが、入院等が必要な場合手続きはご家族様でお願いします。 	
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当ホームは、ご入居者及びそのご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 管理者 岩城 直子</p>	

(2) サービス利用料

1. 敷金

敷金は、月払い利用料のうち家賃相当額の2か月分とする。

退去時には使用していた居室の原状回復費用を差し引き残金を返却する。

2・介護報酬に係る費用 (利用者負担額) 【令6年6月1日改正】 ※地域係数(3級地)10.68円

項目	金額 〔1割〕	内容の説明
基本報酬	要支援2 800円 要介護1 805円 要介度2 842円 要介護3 868円 要介護4 885円 要介護5 903円	認知症対応型共同生活介護サービス提供に対する1日あたりの料金
加算	初期加算 33円/1日 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 11,855円/1月	利用開始から30日間のみ算定 看護師による24時間の連絡対応体制及び、重度化した場合の指針を定めるなど厚生労働大臣が定める基準を満たしている場合に算定
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ※所定単位数の17.8%	職場環境の改善や働きやすさを向上させる取り組みを行った事業所に対し算定

※ ご利用者負担額の1割2割3割分につきましては、ご利用次月15日前後に郵送指定先に請求書及び明細をお送りさせて頂きますので、ご利用次月27日までにお支払いいただきます。

3・その他の料金（介護報酬以外でご利用者から徴収する「その他の費用」の額）（利用者負担割分）

項目	金額	内容の説明
① 居住費	45,000 円（非課税）	居室利用料として
② 食材料費	50,760 円（税込）	30日計算、おやつ代含む、欠食分は差し引きし請求
③ 共益費	10,000 円（非課税）	共有部分の維持や管理のための費用
④ 管理費	30,800 円（税込）	水道光熱費や設備費
⑤ 理美容代	実費	直接業者より請求
⑥ おむつ代等	実費	直接業者より請求

※ ①居住費・②共益費・③管理費は次月分前払いになります。

（月の途中入居の場合は日割り計算いたします）

※ おむつ・リハパン・パッド等を提供した際は1ヶ月分をまとめて請求いたします。

9 苦情申立て先

当ホーム ご利用相談室	窓口担当者 ご利用時間 TEL FAX	
	管理者 岩城 直子 (月)～(金) 午前9時00分～午後17時00分（原則） 043-305-5587 043-305-5586	

千葉市保健福祉 局高齢障害部 介護保険事業課	所在地 TEL FAX	
	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 043-245-5062 043-245-5621	

千葉県国民健康 保険団体連合会 介護保険課	所在地 TEL	
	〒263-0016 千葉市稻毛区天台6丁目4番3号 043-254-7428（直通）	

千葉県社会福祉 協議会 ちば広域 後見支援センター	所在地 TEL FAX	
	〒260-0026 千葉市中央区千葉港4番3号 043-222-3910（直通） 043-222-3990（直通）	

社会福祉協議会 運営適正化委員 会	所在地 TEL FAX	
	〒260-0026 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター5階 043-246-0294 043-246-0298	

10 協力医療機関及び協力施設

医療機関の名称	医療法人社団 慶成会 千葉シーサイドクリニック
所在地	千葉市中央区中央港1-15-8 1F
電話番号	043-216-2315
診療科目	内科

医療機関の名称	医療法人社団 夢双会 幕張スタークリニック
所 在 地	千葉市花見川区幕張町 6-112-1 マイホーム幕張 201
電 話 番 号	043-307-5356
診 療 科 目	内科

医療機関の名称	ドットライフ花見川
所 在 地	千葉市花見川区横戸町 1-84
電 話 番 号	047-406-3373
事 業 種 別	訪問看護

医療機関名	医療法人社団郁栄会 寒竹歯科医院
所 在 地	千葉市美浜区高州 3-10-1 サンフラワービレッジ稻毛海岸 3F
電 話 番 号	043-241-5633
診 療 科 目	歯科

機関の名称	医療法人社団 湖聖会 純恵の郷
所 在 地	千葉市中央区南生実町 590-1
電 話 番 号	043-305-0210
施 設 種 別	介護老人保健施設

1 1 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「花と幸せ家族 消防計画」により対応します。			
近隣と協力関係	・オープン時に近隣の方々には、ご挨拶に伺いご理解頂いています。			
平常時の訓練等	・別途定める「花と幸せ家族 消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練等をご入居者の参加も得て実施致します。			
防 火 設 備	設 備 名 称	個数等	設 備 名 称	個数等
	スプリンクラー	有	消火器	6本
	自動火災報知器	有	非常通報装置	1台
	誘導灯	10台	非常用電源	無
	カーテン等は防炎性のあるものを使用しております。			
消防計画 等	・防火管理者：職員のうち所定の研修修了者より選任。 ・消防計画を作成し、必要に応じて変更時には関係機関へ再提出します。			

1 2 当ホームご利用の際に留意いただく事項

面会・来訪	・面会時間の指定はありません。夜間になる場合はご一報ください。 ・面会の際、事務所前の面会簿にご記入ください。 ・食物等をお持ちになった方は、ご入居者の体調等もありますので、介護従事者等にお声をかけてください。
外出・外泊	・ご入居者の健康状態が変わりなければ、いつでも外出・外泊出来ますが、お食事等の関係がございますので、早めにご連絡ください。
嘱託医師以外の医療	・当ホームの契約している医療機関以外の通院は、原則、ご家族でお願い

機関への受診	致します。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等生じた場合、敷金より賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・喫煙は決められた場所以外は出来ません。飲酒は健康状態を損ねない程度であって、医師等の相談の上決めさせて頂きます。
迷惑行為等	・騒音等他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らない様にして下さい。
動物飼育	・ホーム内でのペットの持ち込み及び飼育は要相談とします。

1 3 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護におけるサービス自己評価の実施

平成 17 年度より、厚生労働省老健局及び同省より基準の一部改正に伴い、自己評価の実施状況を家族及び地域に関して年 1 回、開示（告示）し広く啓発に努めます。

1 4 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護におけるサービスの質の評価の実施

千葉県の選定した評価機関による外部評価を受け（平成 25 年度までに最低 1 回、以後は年に 1 回）質の確保・向上に主体的に取り組むように努めます。

1 5 運営推進会議の設置

当事業所では認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、ご利用者の皆様が地域の皆様と共に、地域の住民として生活を営む姿を維持していく事を目的とし、下記のとおり運営推進会議を設置します。

構 成	・ご利用者　・ご利用者の家族　・地域住民の代表者　・市職員 ・地域包括支援センター職員　・民生委員　・警察、消防の代表者 等
開 催	概ね 2 ヶ月に 1 度
会議録	会議の内容（評価、要望、助言等）について記録を作成し、開催の翌月の請求時にご家族に送付

1 6 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針の整備を行います。
 - ③ 虐待を防止するための研修を 6 月に 1 回以上及び新規採用時に実施します。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ⑤ その他虐待を防止するために必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 7 身体的拘束等に関する事項

- ① 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行いません。
- ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ③ 緊急やむを得ない理由は下記の通りとし、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととします。
 - ア 切迫性 直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
 - イ 非代替性 身体的拘束等以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合。
 - ウ 一時性 利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除する。

1 8 事業継続計画の策定等

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を各々年1回以上実施します。
- ③ 当事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

1 9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 当事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 当事業所は、当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ア 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - イ 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ 当事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を6月に1回以上及び新規採用時に実施します。

入居契約締結にあたり、下記のように重要事項を説明いたしました。

事業者（乙） 住 所 千葉県千葉市花見川区千種町154-5

事業所名 株式会社日本ライフデザイン
花と幸せ家族
代表取締役 深澤 勲 印

説明者 管理者 岩城 直子 印

私は、本書面に基づいて乙の職員から上記重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

入居者（甲） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

家族等（甲） 住 所 _____

氏 名 _____ 印
続柄（ ）